

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年4月8日 11時50分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東南東方沖 陸奥塩釜灯台から真方位071° 12.7海里（M）付近 （概位 北緯40° 52.5′ 東経141° 39.8′）
事故の概要	漁船第六十五興富丸は、操業中、機関士が後頭部にフックが当たって負傷した。
事故調査の経過	令和5年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十五興富丸、140トン 140699、有限会社興富丸漁業 35.88m×7.50m×3.30m、鋼 ディーゼル機関、1,029kW、平成19年12月25日
乗組員等に関する情報	船長 45歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成24年4月2日 免状交付年月日 令和4年3月29日 免状有効期間満了日 令和9年4月1日 漁労長 64歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年4月16日 免状交付年月日 令和2年7月5日 免状有効期間満了日 令和7年7月5日 機関士A 53歳
死傷者等	重傷 1人（機関士A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長、漁労長及び機関士Aほか12人が乗り組み、沖合底びき網漁の操業を行う目的で、令和5年4月8日02時00分ごろ、青森県八戸市八戸港を出港し、六ヶ所村東方沖の漁場に向かった。

(写真1、写真2 参照)



写真1 船首部



写真2 船尾部

本船は、04時00分ごろ漁場に到着し、乗組員全員が、保護帽、作業用救命衣、カッパ、ゴム長靴及びゴム手袋を着用して、沖合底引き網漁を開始した。

本船は、11時30分ごろ7回目の操業を開始し、その後、網の投入に使用した樽をスリップウェイから船楼甲板に回収して、11時48分ごろ漁労長が操舵室で操船に当たり、機関回転数毎分700、約2ノットの対地速力で、えい網を始めた。

機関士Aは、船長、甲板長（電動ホイスト指揮）及び甲板員Aほか7人の乗組員と共に、船楼甲板にそれぞれ配置につき、回収した樽を電動ホイストで船楼甲板の左舷側に設置した保管場所（以下「保管場所」という。）へ移動させる作業に取り掛かった。（写真3、写真4、図1参照）

保管場所に
収めた状態の樽

右舷側波よけ

左舷側波よけ

船楼甲板



写真3 船体中央付近から船尾にかけての状況

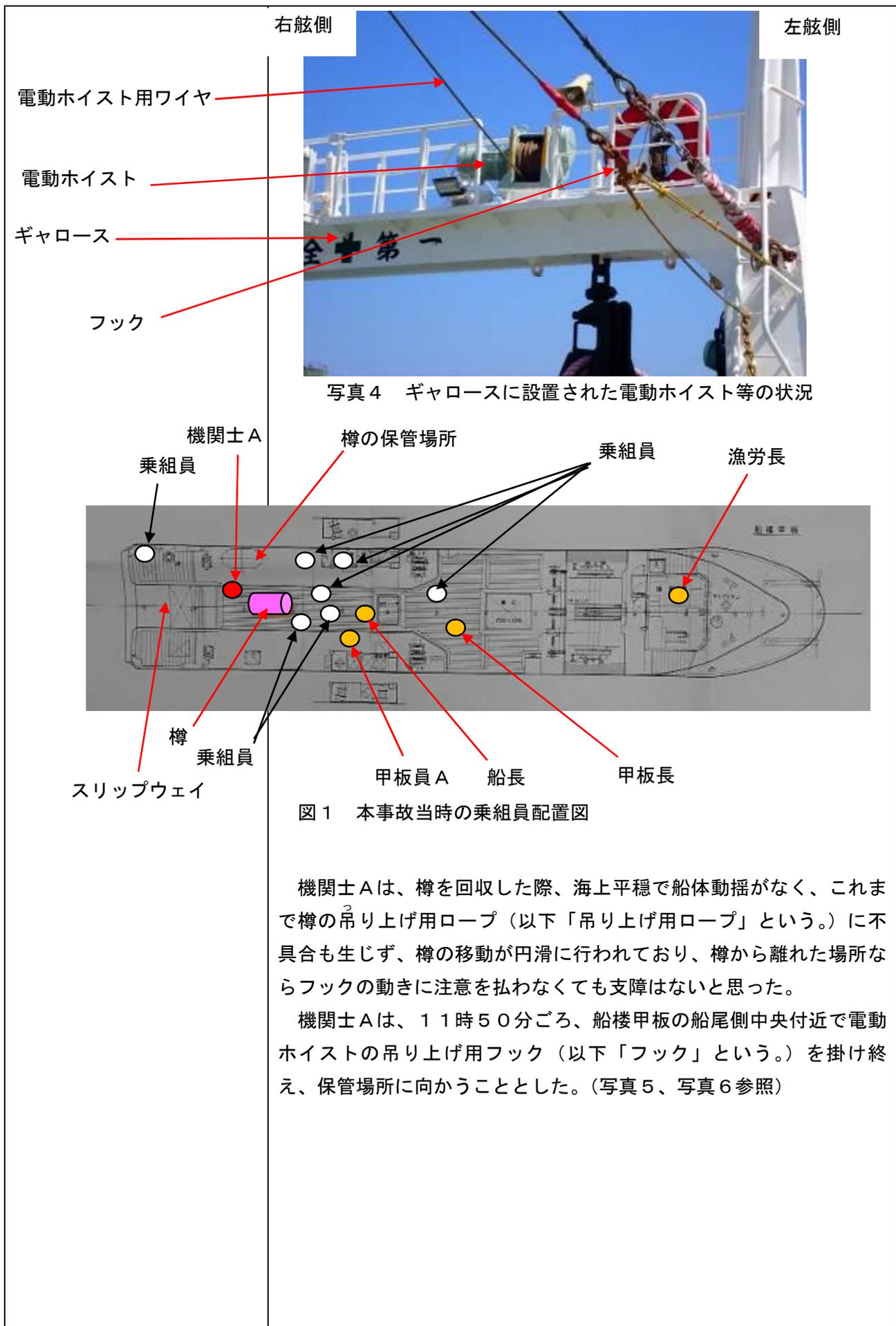


写真4 ギャロースに設置された電動ホイス等の状況

図1 本事故当時の乗組員配置図

機関士 A は、樽を回収した際、海上平穏で船体動揺がなく、これまで樽の吊り上げ用ロープ（以下「吊り上げ用ロープ」という。）に不具合も生じず、樽の移動が円滑に行われており、樽から離れた場所ならフックの動きに注意を払わなくても支障はないと思った。

機関士 A は、11時50分ごろ、船楼甲板の船尾側中央付近で電動ホイスの吊り上げ用フック（以下「フック」という。）を掛け終え、保管場所に向かうこととした。（写真5、写真6参照）

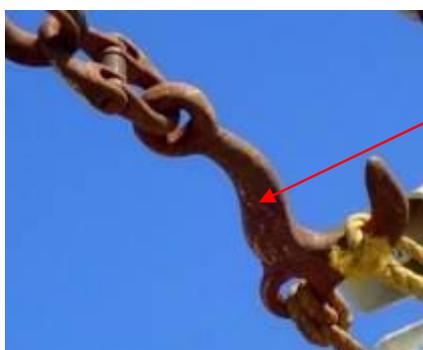
吊り上げ用ロープ
(長さ約30cm、直径約
14mm、ナイロン製の
ロープ3本を編んで作製
したロープ)

樽
(長さ約2.5m、最大直
径約1.35m、重量約
550kg(本体約200
kg、付属チェーン等約3
50kg)、ゴム製)



チェーン

写真5 吊り上げ用ロープ等の状況



フック
(長さ約25cm、重さ
約5kg、鋼製)

写真6 フックの固縛状況

甲板長は、船楼甲板の船首側右舷付近の配置につき、機関士Aから身体動作(身振り、手振り)による合図により、吊り上げ用ロープにフックを掛け終えた旨の報告を受けた後、同様に身体動作による合図で甲板員Aに樽を上方に上げるよう指示した。

甲板員Aは、リモコンを操作してフックを上方に上げたところ、吊り上げ用ロープが緊張した後に破断し、その反動により大きく振り回ったフックが、右足を左舷側の波よけに掛けた体勢の機関士Aの後頭部に当たり、機関士Aは、後方の船楼甲板上に仰向けに倒れ込んだ。(写真7、写真8参照)

<p>本事故前、樽が置かれていた場所</p> <p>機関士 A</p>	 <p>写真7 機関士Aが左舷側の波よけに右足を掛けた状況</p>  <p>保護帽破損箇所</p> <p>写真8 機関士Aが着用していた保護帽の状況</p> <p>甲板長は、甲板員Aにフックを固縛するよう指示した後、他の乗組員と共に機関士Aに駆け寄って介抱に当たり、船長は、漁労長に機関士Aが負傷したことを報告した。</p> <p>漁労長は、報告を受けて、船舶所有会社に本事故の発生を報告するとともに、救急車の要請を依頼し、同社経由で海上保安庁及び所属する漁業協同組合へ本事故発生の連絡を行った後、本船は、漁具を揚収して帰途についた。</p> <p>本船は、13時50分ごろ八戸港に入港し、機関士Aが、救急車で八戸市内の病院に搬送され、診察の結果、硬膜下血腫、脳挫傷、頭蓋骨骨折との診断を受け、本事故当日、経過観察で入院したが、翌日、退院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>1. 船長及び漁労長によれば、本事故に至る状況等は、次のとおりであった。</p> <p>(1) 荒天時、樽などの重量物を吊り上げて移動する際、乗組員に対し、離れて配置につくよう注意喚起を行っていたが、本事故当日、海上平穏で船体動揺もなかったため、2回目以降は注意喚起を行わなかった。</p> <p>(2) 本事故当日に使用していた樽は、約3年前、吊り上げ用ロープを新品に取り替えた後、陸上倉庫前に保管していたもので、約3か月前から使用していた。また、吊り上げ用ロープは、こ</p>

	<p>れまで1年ごとに新品に取り替えていたが、使用する際、外観を見て異状がなかったため、新品に取り替えなかった。</p> <p>2. 機関士Aによれば、本事故に至る状況等は、次のとおりであった。</p> <p>ふだん、吊り上げ用ロープにフックを掛け、樽から離れた場所でフックの動きに注意を払い、樽が保管場所に収まったことを確認した後、樽を固縛する目的で保管場所へ移動していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、むつ小川原港東南東方沖において、操業中、回収した樽を電動ホイストで移動させる際、吊り上げ用ロープにフックを掛けて引き上げたとき、吊り上げ用ロープが破断したことから、その反動により大きく振れ回ったフックが、機関士Aの後頭部に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>機関士Aは、吊り上げ用ロープにフックを掛けて樽を移動させる際、海上平穏で船体動揺がなく、自身の位置が樽から離れており、また、船長及び漁労長からの注意喚起もなかったことから、フックの動きに注意を払っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、むつ小川原港東南東方沖において、操業中、回収した樽を電動ホイストで移動させる際、吊り上げ用ロープにフックを掛けて引き上げたとき、吊り上げ用ロープが破断したため、その反動により大きく振れ回ったフックが、機関士Aの後頭部に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長及び漁労長は、樽などの重量物を吊り上げて移動させる際、乗組員に対し、重量物から離れ、移動状況に注意を払うよう指導すること。 ・ 船長及び漁労長は、日頃使用していない樽などの重量物を使用する際、同重量物を吊り上げるロープの強度をあらかじめ点検し、劣化している場合には早めに新品に取り替えること。

付図1 事故発生場所概略図

